

令和4年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年4月27日(水) 午前9時00分～12時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (2番 蓑手 委員 ・ 3番 樋ノ口 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について

日程第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第3 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(7件)について

日程第5 議案第25号 農地法第5条事業計画変更に係る申請(1件)について

日程第6 議案第26号 非農地証明願(3件)について

日程第7 議案第27号 農用地利用集積計画(一括方式)案(6件)について(新規6件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第4回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 本日は、開会に先立ちまして、令和4年度の農政の重点施策について、農政課の皆様にご説明をお願いしてあります。農政課の皆様よろしくお願ひします。

農政課長 (職員紹介及び説明)

局長 どうもありがとうございました。何か質問等がありますか。

農政課職員 (質問等に関する回答終了後)

局長 農政課の皆様、ありがとうございました。

(農政課職員退席)

会長 今から総会に入りますが、入る前に、この前研修会があった時の資料をお持ちでしょうか。農業会議の〇〇専務が話をされた中で、農業委員と推進委員の役割分担等の資料を、持っていらっしゃったら出してください。今までは総会の審議の中で、推進委員さんは発言ができないということで会議をしてきたんですが、その資料の中に、推進委員も総会の中で意見を言えるということを書いてあるんです。特に農地の貸し借りの3条関係については、関わり合いがある場合もあるかと思ひます。今までは、発言ができないということで、止めていたんですけど、この資料や農業委員会法を見ても、第29条に「推進委員は、総会又は会議に出席して、意見を述べることができる」と書いてあります。ですので、議案の中で、質問や意見を述べる場面が出てきた場合には、推進委員さんから発言をしてもらうということではないですか。

久木山委員 会長いいですか。農地等の権利移動等第3条の許可に関わる現地調査及び農地転用許可、農地法4条、5条の現地調査は農業委員ですよね。

会長 現地調査はですね。

久木山委員 議案の現地調査をするのは農業委員ですよ。これは農業委員しかできないわけですので、これに対して推進委員は発言できないと思いますけど。

会長 現地調査は直接はそうだけど、それに関わる、かねての推進委員の活動の中で、その案件については、こういった事情があるとか、こういうところに配慮をしてくださいますとか、特別に意見があるのであれば出していいんじゃないか。そういったことも踏まえて農業委員の方で判断をして許可を出す、出さない、そういった審議のあり方がいいんじゃないかと思っているんですけど。

久木山委員 そうすれば、推進委員も見て回らないといけないんじゃないですか。

会長 いいえ、推進委員はかねて活動をしていますから。

久木山委員 推進委員もかねてずっと見て回らないといけないんじゃないですか。そこは推進委員の方も難しいんじゃないですか。推進委員の方、いかがですか。

永井推進委員 かねて見て回っている中で、ここはこういう事情があったよねということ、わかっている訳ですよ。そこが、3条で出てきたときに、この部分はどうでしたかという質問はできると思うんですよ。

久木山委員 今までのところで、そういうのがありましたか。

永井推進委員 1件ありました。この前、ちょっと待ってと止められたところがあるんですが、今まで人参農家さんが、あそこを借りられて作られていたんですが、贈与で変わったんですよ。それは、今まで人参農家さんが作られていたんだけど、それとの関連でよかったですかという質問をさせてもらったんです。そこらへんは現地調査に行く人はわからないかもしれないですよ。現地だけを見て、事情はね。

会長 先月の総会で、永井さんが議案について質問をされたものですか、本当は私は止めないといけなかったんですけども、関連があったから意見を述べられたんですけども、ああいう事態がケースによってはあるんじゃないかなと思って、この前の〇〇専務の説明の資料にもそういうことが書いてあるし、農業委員会法にもそういうことがで

きるということになっているものだから、それを一方的にだめよという訳にはどうかなと思うんですけど、どんなものですか。

井手迫推進委員 ちょっといいですか。

会長 はい。

井手迫推進委員 私はですね、許認可関係については、どうこう言える立場じゃないから言わなくていいと思うんですけど、ただ情報としてですね、こういう情報があったよということは、言っていないんじゃないかなと思うんです。

会長 議案に関連してですか。

井手迫推進委員 こうだったんだという情報は言ってもいいんじゃないかなと思います。ただそれから先はちゃんと当事者同士がやって、農業委員の人達が見て、ちゃんとした調査をしているわけだから、それでいいと私は考えます。ただ、先ほど永井さんが言われたような、あそこの場合はこういう流れがあったのになという疑問があって、そういう発言はあっても認めていただきたいと思います。

樋ノ口委員 受付の段階で、そこら辺は詳しくやり取りをしているんじゃないですか。何も話がなくて、はいそうですか、はいこれにしますよということじゃないと思いますんで。そこら辺の情報を相手からいただく、今までの流れはどうなっているのかということも聞かれると思いますので、そこら辺も多少入ってくるし、そこはどうなんですかね。

会長 これまでの審議の経過を見ておくと、どうも事務局が受け付ける段階では、そういう詳しい情報のやり取りが足りないという感じに受け取るんですよ。

川畑委員 いいですか。

会長 はい、どうぞ。

川畑委員 足る足らんじゃなくて、今、井手迫さんが言ったように、農業委員じゃないと採決はできないんだから。だけれども、こういう状況ですよと、この話はこういう問題がありましたよと言うことは言っていないんじゃないですか。私はそう思います。情報の提供ということで、それで止めないと、それから先はできませんよ。

会長 その情報を基にして、農業委員がいいか悪いかを判断するという、
そういった1つの情報提供という形で、もし意見がある場合は、発言
してもらおうということで、いいですか。

川畑委員 まあ、参考ですね。

会長 今後はそういった形で、推進委員さんからも発言があろうかと思ひ
ますので、そういう際には遠慮なく発言をしていただきたいと思います。

局長 それでは、令和4年第4回いちき串木野市農業委員会総会を進めて
まいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議
の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願ひしま
す。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせてい
ただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の
出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で全員
出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法
律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規
定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、
農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報
告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行し
てまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録
署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条
第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただ
いてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長 それでは議事録署名委員は、2番 蓑手幹夫 委員、3番 樋ノ口
正信 委員をお願いします。それでは、お手元に配付してあります会
次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第8号農地
法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題としま

す。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをお願いします。日程第1報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は2件2筆 992 m²です。現在の契約は1番は令和5年5月までと、2番は令和9年12月までの利用権設定による使用貸借ですが、どちらもイノシシの被害を受けて耕作が困難であるための解約です。よろしく願いいたします。

議長 はい、ただ今事務局から説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

久木山委員 すいません、4月25日(月)10時過ぎから、川畑委員と調査をしております。実際見に行きましたら、田んぼに入る前の道路から石垣を全部イノシシが壊して、田んぼの中の土手の積みである石まで壊している現状です。令和9年度までの契約があるんですが、作れない現状であるということで見えてまいりましたので、ご報告いたします。

議長 他にご質疑ございませんか。私の方から質問していいですか。合意解約ということですけど、後の利用については、地主さん達は考えていらっしゃるのでしょうか。

棚町主査 事務局です。合意解約のお話がきておりますが、地主さんへの連絡はまだとっておりませんので、まだ把握しておりません。すみません。

樋ノ口委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 地主さんはですね、誰か使ってくれる人がいればいいんですが、それか買ってもらえないかと言われましたけど、お話を聞いただけになっております。

議長 後の利用がまだ決まっていないということで、もし借りたい人がいたら、借りてほしいという地主さんの意向です。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 特にないようですので、日程第1報告議案第8号農地法第18条第

6項の規定による合意解約通知については、報告のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、報告のあったとおり受理することで決定いたしました。

次に進みます。日程第2議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、5件全て終了後に質疑に入ります。では、No.1について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第2議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。始めにお知らせですが、8ページのNo.4については、20日の事前検討会にて、譲受人の現在の所有農地の有効活用がされていないことと、営農計画が適切ではなかったために、今月の議案は保留にさせていただき、改善がなされた段階で改めまして議案にあげますので、No.4の議案についてのご審議はありませんので、今月の申請は4件になります。

2ページをご覧ください。No.1についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を譲渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今回の申請地の隣も、譲受人の所有する畑です。調査は【正】を外菌委員、【副】を野元委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、4月21日午後4時より本人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施いたしましたので、報告します。申請地の位置図は、2ページ、3ページになり、農用地区域内農地です。現在、申請地の隣の畑を所有耕作されています。営農計画は、主に椿を40本から50本植え付ける計画です。椿油として販売する予定ですが、販売できるまで約4年から5年かかるそうです。既に近くに数年前200本程植付けしている実績があります。労働力は常時2人で、農機具等はトラクター、草払い機、管理機等を所有されています。自宅からの通作距離は約20分程で、問題ないと見て参りましたが、皆様のご審議をよろしくお願

いたします。

議長 はい、次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 4ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。県外に居住する譲渡人から、地元で農業をする譲受人へ所有する農地を贈与したいという申請です。譲渡人と譲受人は、いどこになります。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を川畑委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2について、現地実態調査報告をいたします。4月25日午前9時より、行政書士立会いのもと、久木山委員と私で調査をいたしました。場所等につきましては、資料の4ページ、5ページを参照ください。農地区分は農用地区域外農地です。譲受人と譲渡人は親戚関係で、農地を受贈するとのこと。申請地は2筆で、畑と田ですが、田の方も現状は畑の状態です。農作業従事者は1名で、にんにく等を栽培される計画です。農機具は、トラクター、中耕機、刈払機等所有されております。通作距離は約3kmです。なお、近くに他3筆程耕作されております。私どもの調査では申請に何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。市外に居住する譲渡人である叔父から、譲受人である甥へ所有する農地を贈与したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は住所を市外に置いています。昨年父の農地を相続し、薩摩川内市の職場には実家の照島から通勤して、母と一緒に近所の農地を耕作しています。調査は【正】を川畑委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.3について、現地実態調査報告をいたします。4月25日午前9時30分よ

り、行政書士と、久木山委員と私で調査を行いました。場所等につきましては、資料の6ページ、7ページを参照ください。申請地は農用地区域外農地です。譲渡人は譲受人のおじ様にあたり、受贈されるということです。労働力は1人で、甘藷等栽培される計画です。申請地より350mの所に実家があり、トラクター、中耕機、刈払機等所有されております。なお、近くに他4筆耕作されております。申請に何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それではNo.4を飛び越して、No.5について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 10ページをご覧ください。No.5についてご説明いたします。譲渡人から、譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地の隣は、譲受人の実家になります。譲受人は所有する農地はございませんが、この申請による取得で、下限面積を越えることとなります。調査は【正】を久木山委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11番久木山です。4月25日(月)午前9時40分から、行政書士代理人、川畑委員と3名で申請のあった土地の調査を実施いたしました。10ページ、11ページを参照してください。申請地は、農用地区域外農地であり、現在譲受人が耕作していて、湊町〇〇は、譲受人の実家であります。現在まで実家の農地を耕作手伝い経験が30年くらいあり、住まいは鹿児島市ですが、通作距離が25kmで約30分程かかりますが、実家に隣接しているため、何も問題はないと思います。所有している農機具もトラクター等一式揃っていて、自家栽培で甘藷を栽培する計画です。調査したところ、何も問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今4件について事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、2ページ、3ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

蓑手委員 いいですか。

議長 どうぞ。

養手委員 現状だけを確認したいんですけど、幹線道路の隣接する地域という格好になっているんだけど、畑一帯の中で、椿ということですが、隣接農地との問題はないですか。植えることは構わないんですけども、地図から見れば、海瀬へ走って行く道路の隣、道路沿いだが、どんな感じなんですか。

外菌委員 〇〇は既已取得されて、今はらっきょう等を植えて耕作されていきました。収穫されていきました。その隣の対象地については、今見たとおりに、もうかなり荒れています。ただ、そこで機械等を入れれば問題ないということで、先程も申し上げましたとおりに、焼却場の近くに 200 本程度植付けをされているので、本来なら場所的には今言われるようにそちらの方がいいんでしょうけれど、本人がこちらを希望されていますので、我々としても何とも言い難いところがありました。

永井推進委員 参考意見を言っていていいですか。

議長 はい、どうぞ。

永井推進委員 ここはですね、周りはほとんど畑なんですね。〇〇がほとんど作っています。それで、この所はずっと耕作放棄地だったんで、芋農家と人参農家で作ってもらってはどうかということで、私は動いたんですけど、ここについては、農政課の〇〇さんと、西委員が取りまとめられるということで、私は手を引いたことがあります。そこら辺を、西委員にどうなのかなと聞きたいところはあるんですけど。

西委員 私も、ずっと気になっていた所だったんですけど、1度農政課の方から、やり取りをしたい案件が出てきていますというところまでは聞いていたんですよ。それを永井さんにお伝えして、まだ話し合いは行っていないですとお伝えしてあったんですけど、そこは農政課の方が、一旦白紙になりましたと、私の方には言われたんです。

外菌委員 道路から奥の方は、木が何本か生えていました。それで、言われたとおりに、昔我々が農協にいた時は、この辺は全部農協の方に委託されて、消毒までして、植付けをして、からいも農家が作っていらっしやったんですよ。今はもうこんなに荒れてしまって、逆に作ってもらえる方がいいんじゃないですかねと私は思ったんですけど。

西委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

西委員 永井さんが参考におっしゃっていたことと、周りが畑なんですよね。芋だったり、人参だったり、ほぼ野菜を作られていて、そこにポツンと椿の畑になったら、周りに影響はどうかと、私も思ったところでした。隣は自分の土地ですが、反対側は違いますよね。あと、道路を挟んで反対側一帯は畑なんですけど。

議長 近くには柑橘類はないんですか。

西委員 はい、付近にはないです。もうちょっと先に行かないとないです。

議長 以前ですね、認定農家との意見交換会の中で、柑橘類の果樹園の近くに椿が植栽された所があって、カイガラムシが、柑橘と同じような害虫が椿には付きやすいんだという話で、何で果樹園の近くにそんなものを植えさせたかという意見が出たことがあるんです。ですから、そんな心配はないのかなと思って、今聞いたところです。近くには柑橘類はないんですね。

西委員 周辺にはないんですけど、ちょっと離れたらあります。

外菌委員 右側に住宅があって、その奥にみかん畑があります。そこからここまでは、かなり間隔はあるんですよね。

永井推進委員 近くというのが、どのくらいを近くというのかですが。

久木山委員 すいません、〇〇は、今らっきょうを植えてあるんですが、実際言って無理して買ってもらった経緯があるんです。泥があって、作物が育たないという形で、誰も手を差し伸べなかった所です。ですから、背丈を高くしないでもらってやれば、別に問題はないんじゃないかと思うんですけど。先程外菌委員が言われましたように、周りが全部畑で、野菜や作物を作っているんだったら許可はできませんが、現状のままでいけば、隣は本人の土地ですので、管理だけしていただければ問題はないんじゃないですか。ただ、条件を付けておけば、会長が言われるみたいに椿をやめる時には現状に戻すという形でお願いするということで、いかがでしょうか。

外菌委員 僕はもう一つですね、〇〇がもしかすればここもするのかと、本人は子ども達のために 200 本程椿を植えて、その成長した時に油と一緒にとってあげると聞いたんです。ここも購入されて、梅か椿か植付

けられるんじゃないかなと感じました。

議長 他にご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですね、次にNo.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それでは次のNo.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それでは次のNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑がないようでございます。一括してお諮りします。日程第2議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回はNo.4を除いて4件申請がありました。4件とも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件につきましては、申請のとおり許可することと決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件ですので、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第3議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。12ページ、13ページをお開きください。本申請地は住宅街にあり、利便性が良く貸家とするのに適しているため、〇〇と〇〇の一部を一体利用し、2棟の貸家を建築したいための申請であります。西側の〇〇が道路と段差があるため、〇〇の一部を道路として一体利用するものになりま

につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することと決定いたしました。

続きまして、日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は7件です。7件について事務局の説明、及び現地調査の報告を終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは、まずNo.1について、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。14ページ、15ページをお開きください。

No.1について説明いたします。譲受人は現在借家住まいで、子供が生まれ手狭になったため、申請地を買い受けて住宅を建築したため申請であります。麓土地区画整理事業地域内にある農地で、第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

古賀委員

8番古賀です。日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、4月22日(金)午後5時30分より、申請代理人立会いのもと、蓑手委員と調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の14ページ、15ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は、現在借家住まいで家族が増え手狭であるため、申請地を買い受けて、住居を建築したためです。申請地の東側、西側、北側は宅地、南側は道路で、申請地の周囲には農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。被害防除計画書の造成計画は、現状のままで利用し、被害防除策として擁壁を設け、隣との境目は2段のブロック積みとします。用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枡で水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は、自己資金と融資で、許可後5月着工、10月くらいまでの予定です。被害防除計画書及び誓約書、融資証明書、残高証明書、仮換地指定通知書等が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。次のNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 続いて16ページ、17ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。譲受人は主に不動産を営む会社で、申請地を買い受け、〇〇と一体利用し、宅地造成を行いたいための申請であります。第3種農地、第1種住居地域にある農地であります。農地法施行規則により用途地域内の宅地造成は可能となっております。調査委員は、【正】を樋ノ口委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2です。4月23日午後1時より、代理人の行政書士と、西委員とで調査をしてきました。場所は16、17ページをご覧ください。申請地は第3種農地で、第1種住居地域にある農地です。転用目的は、譲受人は主に不動産を営む会社で、申請地を買い受け、〇〇と一体利用し、宅地造成を行いたいためです。資金は自己資金です。被害防除計画書、被害防除誓約書が提出され、周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはない状況です。東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。用地は現状のまま利用します。用水は公共上水道を利用、雨水排水は水路へ、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置します。残高証明書、宅地建物取引業者免許証、事業計画書等が提出されています。私たちの見たところ、何ら問題ないと見てきました。皆様方の審議をよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.3についてご説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。譲受人はNo.2と同じ会社になります。申請地を買い受け〇〇と一体利用し、2棟分を建築出来るよう区分けして、宅地造成を行いたいための申請であります。一体利用することにより、1戸当たり概ね500㎡を超え、1,103.19㎡の宅地造成となったため、面積超過理由書が提出してあります。西側の〇〇の一部が斜面で、竹や木が茂り造成することが出来ず、有効面積はおおよそ900㎡となっております。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を樋ノ口委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3です。4月23日午後1時より、代理人の行政書士と、西委員とで調査をしてきました。場所は18、19ページをご覧ください。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。今回の申請は、〇〇の畑、〇〇の畑を宅地造成し、宅地〇〇と一体利用したいという申請です。土地の条件としては、合わせて1,103.19㎡になり、1棟当たり500㎡を超えます。西側の〇〇は山林斜面部分で、約200㎡が宅地として使用できないため、1棟当たり500㎡を下回ります。申請地の造成計画では、約30cm切土を行います。周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはないと思われまます。また、境界には擁壁を設けます。周辺は東は道路、西は原野、南は道路、北は宅地と原野です。用水は公共上水道を利用、雨水排水は東側水路へ、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置します。許可後早めに着工するそうです。資金は自己資金で行います。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、面積超過理由書等が提出されています。私たちの見たところ、問題なしと見てきました。皆様方の審議を、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。続きまして、No.4について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4について説明いたします。20ページ、21ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで、子供が生まれ手狭になったため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番、古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4について、4月23日(土)午後2時30分より、申請代理人と他1名立会いのもと、蓑手委員と調査をしましたので、報告をいたします。資料の20、21ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある2筆の農地です。転用目的は、現在借家住まいで家族が増え、手狭であるため、申請地を買い受けて住居を建築したいそうです。申請地の東、西、北側は宅地、南側は道路で申請地の周囲には農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用し、被害防除策として擁壁を設け、隣との境目は2段のブロック積みとします。隣地の第5条第1項No.1の申請人もブロック積みされますので、2重のブロック積みにな

ります。用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枘で水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は融資で、許可後5月着工10月くらいまでの予定です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知等添付されており、何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、次にNo.5について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.5について説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。譲受人は、土木や建築、不動産の売買、賃貸、管理等幅広く事業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地造成をしたいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番、蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.5についての調査報告をいたします。4月23日(土)午後2時から、現地で譲受人の代理人行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しました。位置図は資料の22、23ページを参照してください。転用目的は、第3種農地、第1種住居地域内にある農地で、譲受人は土木、建築、不動産売買等幅広く事業を行っている会社で、申請地を買い受けて、1区画の宅地造成を行うため転用するものであります。土地の条件、付近の状況、位置は麓土地区画整理事業区域内にあって、宅地造成がされて、仮換地指定通知書類が添付され、北側に県道、東側に市道、西側と南側は宅地で、周囲には農地は存在していません。目的の確実性は、土地取得造成に係る費用は銀行融資資金で、融資証明書が添付されています。宅地造成の工事は、許可され次第5月に着工し、11月完了の計画となっています。宅地の造成は現状のままで利用し、土留め工事をして雨水の排水は自然流下させる被害防除計画で、被害防除に関する誓約書が添付されています。私どもの調査では、転用について何ら問題は無いと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、No.6について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.6について説明いたします。24ページ、25ページをお開きください。

27 ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受け、自宅を建築するため申請するものです。農地区分は第1種農地で集団性、集落接続施設で許可できる施設ということで、第1種農地で許可できる場合に農業用施設、地域農業振興に資する施設の施行令第4条第1項第2号イ、施行規則第33条で、集落接続施設があり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に設置されるものが適用されます。ちなみに鹿児島県では、申請地より50m以内に住宅が3件以上あると許可されます。この土地の他に代替候補地を2か所ほど検討されています。資金調達計画は、金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の東側は雑種地で通路、西側は雑種地で太陽光発電、南側は農地、北側は宅地です。東側通路は共有持ち分となります。南側の農地は簡単に入出りができるため、迷惑がかからないよう農地所有者と良く話し合いをするように指導しました。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用し、擁壁を設ける。周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、建物の高さを4m程度にする。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枘、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が添付されており、工事は許可後着工です。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。ただ今許可申請のあった7件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。1件ずつ検討していきたいと思っています。まず、14ページのNo.1について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に16ページのNo.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の18ページ、No.3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に20ページのNo.4について何かご

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に 22 ページのNo.5 についてご質疑
ございませんでしょうか。ちょっと、私の方から質問してよろしいで
しょうか。これは、宅地造成ということですが、何棟分を予定してい
るんですか。計画としては、1 棟分ですか。

叢手委員 1 棟分というか、1 区画という表現にしてあるものですから、面積
的には広いなど、他の隣接する住宅の規模からすると、2 棟分、2 分
割くらいされるのかなという格好で思ったりしています。そこまでの
確認はしていません。書類上では1 区画ということを出ているよう
であります。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 24 ページ、No.6 について何かご
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは最後、26 ページのNo.7 について何かご質疑ございませ
んか。あの、1 種農地の案件ですね、慎重に判断をしないとイケない
と思うんですが、この周辺に3 戸宅地があるということになっている
んですが、これは人が住んでいる住宅で考えてよろしいですかね。

外菌委員 ちょうど、この住宅に住んでいらっしゃる方の共有で、畑の人達も
含めて共有になっています。

篠原主幹 (スクリーンの写真を指しながら) ここと、ここと、この裏に屋根
が見えますけど、3 件住んでいらっしゃいます。

議長 私の方から質問してよろしいでしょうか。代替え地の検討をされた
ということなんですけど、何処どこで、その検討の結果はどうだった
んでしょうか。

松原主査 候補としましては、生福〇〇雑種地 398 m²、それから生福〇〇畑

841 m²となっております。理由的には、土地の広さや価格で、折り合いがつかなかったということです。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、一括してお諮りしたいと思えます。日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請今回は7件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、いずれも申請のとおり許可することによって決定いたしました。なお、最後のNo.7につきましては、1種農地の転用申請でありますので、県の農業会議の常設審議委員会に諮る必要がありますので、5月に開かれます常設審議委員会の意見を聞いた上で、OKが出れば許可を出すということになりますので、ご承知おきください。

次に進みます。日程第5議案第25号農地法第5条事業計画変更に係る申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第5議案第25号農地法第5条の規定による事業計画変更に係る申請についてです。28ページ、29ページをお開きください。令和元年7月25日付け指令農振第5号331で農地法第5条の規定により許可を受けた当初の転用計画では、営農型太陽光発電施設の下部の農地における栽培は、原木しいたけ栽培でありました。現在も計画通りの収穫が見込めてはいますが、常時散水により栽培環境を整える必要があり、散水用の水槽の設置をしたが、必要量を確保出来ず、莫大な時間と労力を要している。その他、乾燥用の灯油代や原木の入れ替え及びしいたけ菌代、人件費や諸経費で採算が厳しい状況であります。今後20年に及ぶ営農を考えた場合、別の場所の営農型太陽光発電施設の下部で栽培しているひさかきに栽培作物を統一することで生産効率を上げ、営農継続を第一と考え、「原木しいたけ栽培」から「ひさかき栽培」へ変更したい旨の、事業計画変更申請であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を池田委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

木場委員 機械は入ります。私達が入ってきた所は、地図の道になっている所で、軽自動車しか通してもらえません。〇〇山林と、〇〇畑の間の先の方の自動車屋さんのここに入る所からだったら結構広い道路になっていて、そこから出入りをしたら、機械も入るんです。原木を載せてあるのも鉄のパイプがずっと入ってしまっていて、下は砂利です。それを全部 30 cm位取り除いて、また土を入れてされるということで、結構大変です。会社だからできるのかなと思いました。

議長 他にご質疑ありませんか。

樋ノ口委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 これから見ると、ちょっと中が暗くなっているんですが、ひさかきを植える高さにしたら、今の土地と同じ位の高さになるのかなと思いました。あと、写真では暗く写っているんですけど、植える所は手前だけなのか、奥にも植えられるのか。

木場委員 これは、しいたけをするために、遮光シートをしてあったんですけど、ここはすごく風が強くて、後ろの方は破れて、これは取り外すと。ひさかきにはあまり日照は必要でないということです。

議長 構造的には、市来農芸高校の近くに設置したものと、高さなんかは全く一緒ですよ。

樋ノ口委員 下の支柱のブロックがありますよね。農地としては平地ですのと違いますからね。

久木山委員 営農型はこの高さは決まっておりますので、問題はないんじゃないかと思います。下は、農業をするようになっているわけですよ。

養手委員 事例が、栽培先例があるわけですからね。

議長 他にありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第5議案第25号農地法第5条事業計画変更に係る申請については、申請の

とおり事業計画変更を許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第25号農地法第5条事業計画変更に係る申請については、申請のとおり計画変更を許可することで決定いたしました。

30 ページをお開きください。日程第6議案第26号非農地証明願についてを議題とします。今回は3件の申請でございますが、いずれもこれまで違反転用事案ということで、農業委員の現地調査なり、指導対象としてあった案件でございますので、現地調査の報告は省略して事務局の説明をお願いしたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第6議案第26号非農地証明願についてであります。30 ページ、31 ページをお開きください。No.1 について説明いたします。昭和63年頃より駐車場として利用されており、現在に至っている状況であります。

No.2 について説明いたします。32 ページ、33 ページをお開きください。平成6年位に、亡〇〇氏が貸家を建築してから現在に至っている状況であります。

No.3 について説明いたします。34 ページ、35 ページをお開きください。20年以上前から、亡〇〇氏が貸している土地に、〇〇がビニールハウスや事務所を建てて使っている状況であります。

議長

ありがとうございます。今回は3件ですが、利用状況調査で現地を確認された農業委員方は、補足がありましたら出してください。ありませんか。

木場委員

はい、No.3の園芸用の苗屋さんですよね、この申請人に話を持って行った時には、最初は農業用としてはだめなのかなと言われたんですけど。最初は建屋が建っていたような気がしたんです。今はもうハウスのパイプが建っているんですかね。ここで申請が上がってきたので、納得してくださったのかなと思いました。

川畑委員

結局ここは、事務局が建っていたんですよね。

木場委員

前は建っていました。

久木山委員

これは、駐車場の感じがしますね。

川畑委員 農家さんじゃないわけですから。

久木山委員 第三者ですから。

議長 私から質問していいですか。No.1 についてですが、写真を見せてください。構造物も何もないようなんですけど、砂利が敷いてあるんですけど、農地に戻すという選択肢はないんですか。難しいですか。

木場委員 難しいです。

議長 他にご質疑ありませんか。特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第6議案第26号非農地証明願今回は3件ですが、3件とも申請の通り非農地証明書を発出することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第26号非農地証明願今回の3件については、申請の通り非農地証明書を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第27号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 36ページをお願いします。日程第7議案第27号4月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、6件10筆6,112㎡です。前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する1番を含み、これらは全て新規の契約です。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で()書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局の説明がございました。今回は、6件10筆6,112㎡の利用集積計画です。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第27号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第7議案第27号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、36ページで報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。

以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____